

別海町

第5期障がい福祉計画・

第1期障がい児福祉計画

(素案)

平成30年1月

別海町

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
	(1) 障がい福祉計画	2
	(2) 障がい児福祉計画	2
3	計画の期間	2
4	計画策定体制	3
	(1) 行政内部における検討	3
	(2) 計画策定委員会等の開催	3
	(3) パブリックコメントの実施	3
5	「障がい」等の表記について	3

第2章 障がいのある人の状況

1	各種障がい者手帳の所持状況	4
2	身体障がい者	5
	(1) 年代別身体障害者手帳の所持者数	5
	(2) 等級別身体障害者手帳の所持者数	6
	(3) 障がい種別身体障がい者数	7
3	知的障がい者	8
	(1) 年代別療育手帳の所持者数	8
	(2) 障がい程度別療育手帳の所持者数	9
4	精神障がい者	10
	(1) 年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数	10
	(2) 等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数	11
5	発達障がい者	11
6	高次脳機能障がい者	12
7	難病患者	12
8	児童生徒数	13
9	障がい支援区分の認定者数の推移	14

第3章 障がい福祉計画

1	第5期障がい福祉計画の成果目標	15
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	15
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	16
	(3) 地域生活支援拠点等の整備	16
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	17
2	障がい福祉サービス等の推進	18
	(1) 訪問系サービス	18
	(2) 日中活動系サービス	19

(3) 居住系サービス	24
(4) 相談支援	26
3 地域生活支援事業の推進	28
(1) 理解促進研修・啓発事業	28
(2) 自発的活動支援事業	28
(3) 相談支援事業	29
(4) 成年後見制度利用支援事業	30
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	31
(6) 意思疎通支援事業	32
(7) 日常生活用具給付等事業	33
(8) 手話奉仕員養成研修事業	34
(9) 移動支援事業	34
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	35
(11) 日中一時支援事業	36
(12) 生活サポート事業	36
(13) 訪問入浴サービス事業	37

第4章 障がい児福祉計画

1 第1期障がい児福祉計画の成果目標	38
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	38
2 障がい児支援の推進	39
(1) 障害児通所支援	39
(2) 障害児相談支援	41

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	42
2 人材の確保・質の向上	42
(1) 専門職員の確保	42
(2) 職員等の資質向上	42
3 計画の進行管理	42

資料編

資料 1 別海町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会設置規則	43
資料 2 別海町障がい福祉計画策定委員会委員名簿	45

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、すべての人の人権が尊重され、あらゆる面において差別のない平等な社会を築き上げることがめざして、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。

近年、国や社会の動向により、障がいのある人を取りまく環境は大きく変革しており、また、今後も環境の変化が見込まれることを踏まえ、平成29年3月に策定した「別海町障がい者計画（第3期）」のもと、「障がいのある人もない人も一人ひとりが輝く共生のまちの実現」を基本理念とし、「日々の暮らしの充実を支えるまち」、「社会参加に向けた自立を支えるまち」、「共に支えあう共生のまち」の目標像を目指し、障がい者施策を展開しています。

これらの計画に掲げる理念や目標の実現に向け、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、「障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

このたび、「第4期障がい福祉計画」が平成29年度末で計画期間の終了を迎えることから、国の基本指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえた「第5期障がい福祉計画」と、児童福祉法の改正により障がい児福祉サービスなどの見込量を定める「第1期障がい児福祉計画」を合わせて策定することとしました。

本町は、現行の「障がい者計画（第3期）」及び、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指します。

2 計画の位置付け

(1) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、別海町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障害児福祉計画は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間に計画期間と定めます。

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
障がい者計画（第 2 期）			障がい者計画（第 3 期）					
第 4 期障がい福祉計画			第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画		
			第 1 期障がい児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画		

4 計画策定体制

(1) 行政内部における検討

福祉部福祉課が主体となり、計画を策定するとともに。福祉政策を総合的・効果的に推進するため、道及び近隣市町村の動向を把握しながら、施策の検討を行いました。

(2) 計画策定委員会等の開催

当事者、家族団体、保健・福祉関係者等の参画による「別海町障がい福祉計画策定委員会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、意見の募集を実施しました。

5 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

また、「障がい者」・「障がい児」については、可能な限り「障がいのある人」・「障がいのある子ども」といい換えています。

第2章 障がいのある人の状況

第2章 障がいのある人の状況

1 各種障がい者手帳の所持状況

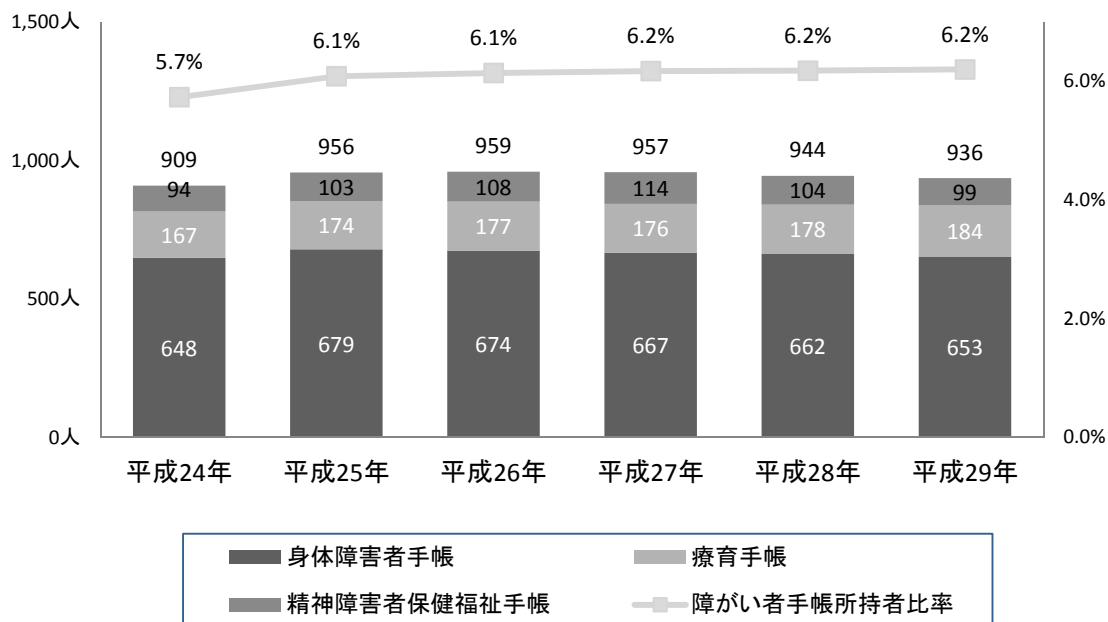
障がい者手帳所持者は、平成24年の909人から平成26年の959人と増加傾向で推移していましたが、その後、減少傾向に転じています。

また、総人口に対する障がい者手帳所持者の比率は、平成27年以降横ばいで推移しています。

各種障がい者手帳の所持状況の推移

単位：人

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者手帳	648	679	674	667	662	653
療育手帳	167	174	177	176	178	184
精神障害者保健福祉手帳	94	103	108	114	104	99
障がい者手帳所持者数	909	956	959	957	944	936
総人口(住民基本台帳人口)	15,865	15,718	15,630	15,514	15,285	15,106
障がい者手帳所持者比率	5.7%	6.1%	6.1%	6.2%	6.2%	6.2%



各年3月31日現在

2 身体障がい者

(1) 年代別身体障害者手帳の所持者数

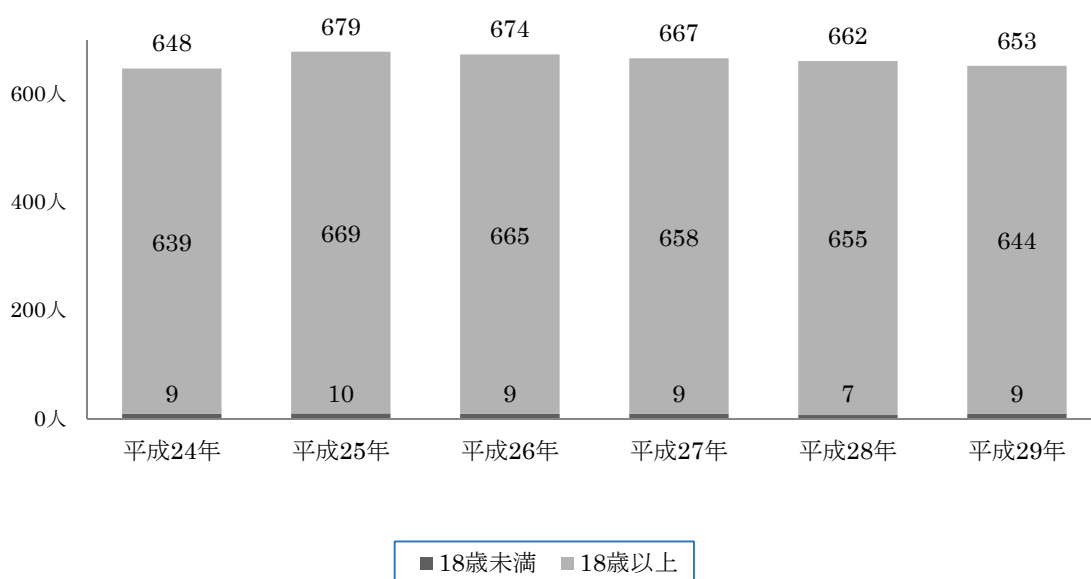
身体障害者手帳所持者は、平成 24 年の 648 人から平成 25 年の 679 人と増加していましたが、その後、減少傾向に転じています。

年代別の所持者数をみると、18 歳未満に大きな変動はなく、18 歳以上は平成 25 年以降減少傾向で推移しています。

年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	9	10	9	9	7	9
18 歳以上	639	669	665	658	655	644
合 計	648	679	674	667	662	653



各年 3 月 31 日現在

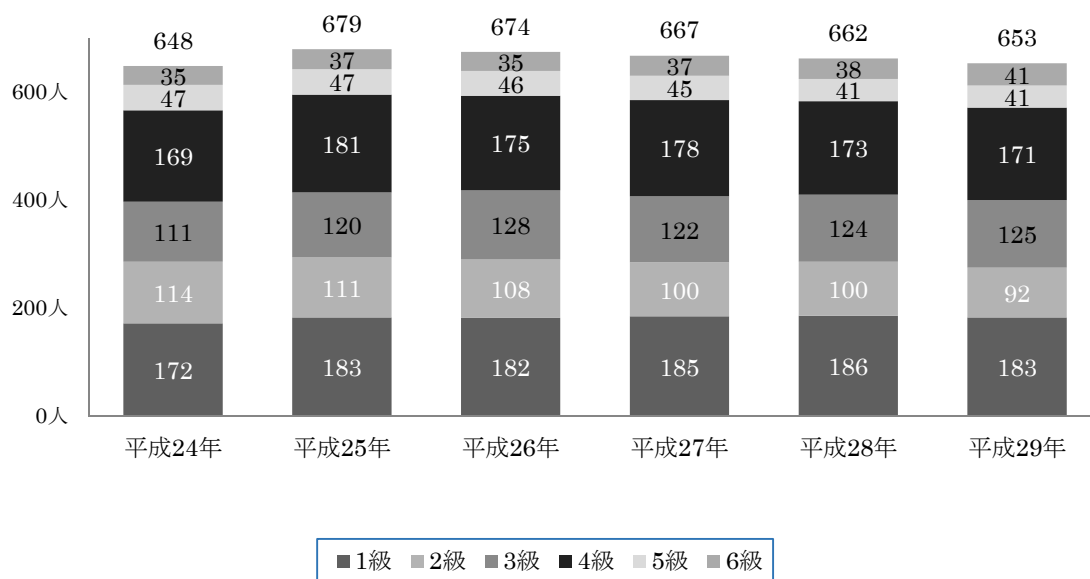
(2) 等級別身体障害者手帳の所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数をみると、1級と4級が多くなっています。また、2級が若干の減少傾向で推移しています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	172	183	182	185	186	183
2 級	114	111	108	100	100	92
3 級	111	120	128	122	124	125
4 級	169	181	175	178	173	171
5 級	47	47	46	45	41	41
6 級	35	37	35	37	38	41
合 計	648	679	674	667	662	653



各年3月31日現在

(3) 障がい種別身体障がい者数

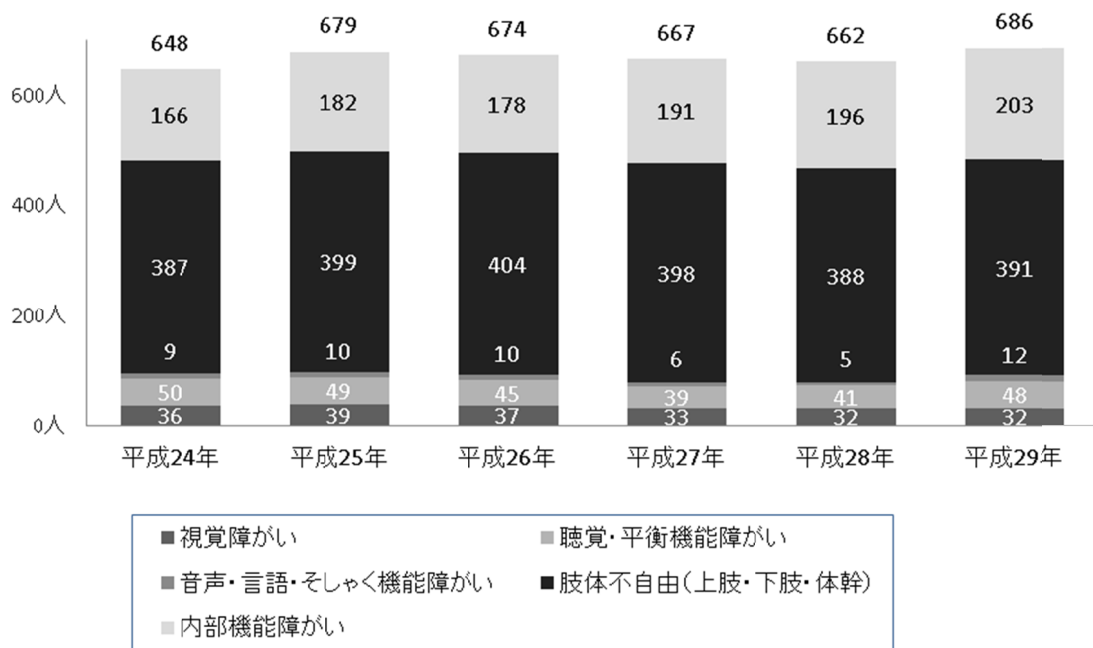
障がい種別身体障がい者数をみると、「肢体不自由」「内部機能障がい」が多くなっています。

障がい種別身体障がい者数の推移

単位：人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障がい	36	39	37	33	32	32
聴覚・平衡機能障がい	50	49	45	39	41	48
音声・言語・そしゃく機能障がい	9	10	10	6	5	12
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	387	399	404	398	388	391
内部機能障がい	166	182	178	191	196	203
合 計	648	679	674	667	662	686

注) 平成29年から、重複障がい分を集計しています。



各年3月31日現在

3 知的障がい者

(1) 年代別療育手帳の所持者数

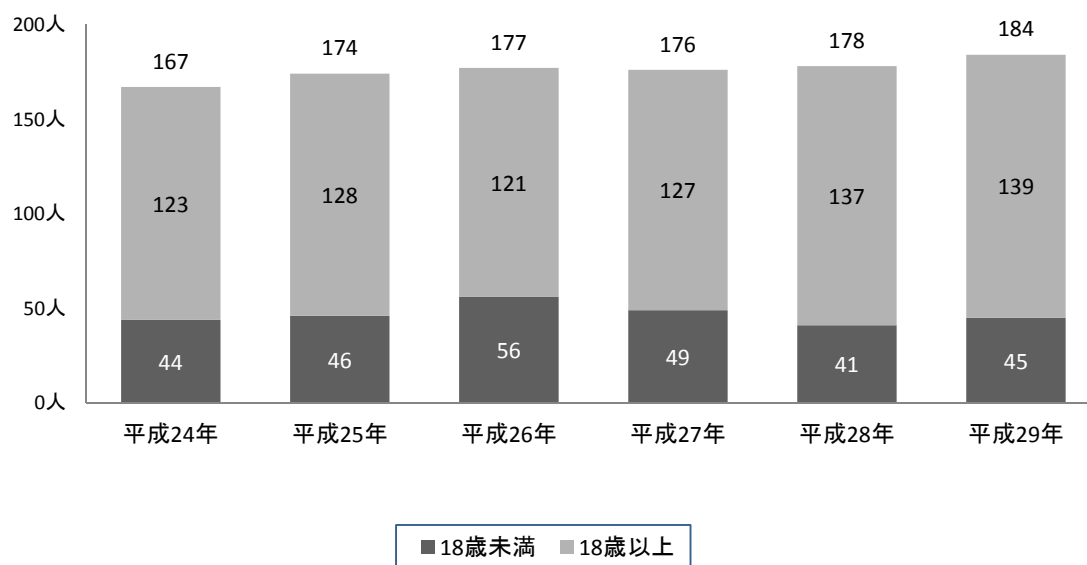
療育手帳の所持者数は、平成 24 年の 167 人から平成 29 年の 184 人と増加傾向で推移しています。

年代別の所持者数をみると、平成 26 年以降 18 歳以上において増加傾向で推移しています。

年代別療育手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	44	46	56	49	41	45
18 歳以上	123	128	121	127	137	139
合 計	167	174	177	176	178	184



各年3月31日現在

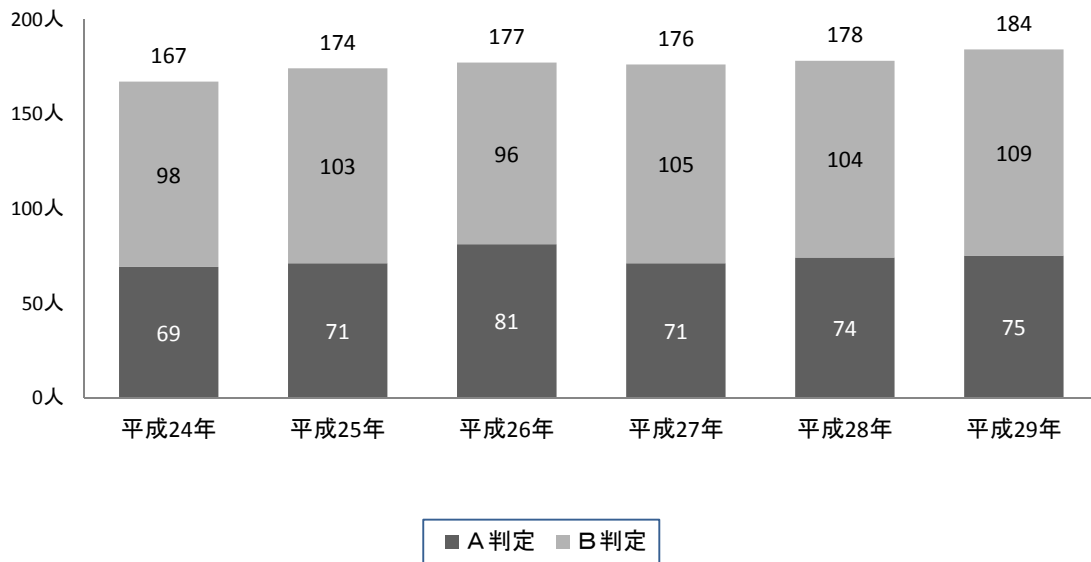
(2) 障がい程度別療育手帳の所持者数

障がい程度別療育手帳所持者数をみると、「B判定」が多くなっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

単位:人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
A 判定	69	71	81	71	74	75
B 判定	98	103	96	105	104	109
合 計	167	174	177	176	178	184



各年 3 月 31 日現在

4 精神障がい者

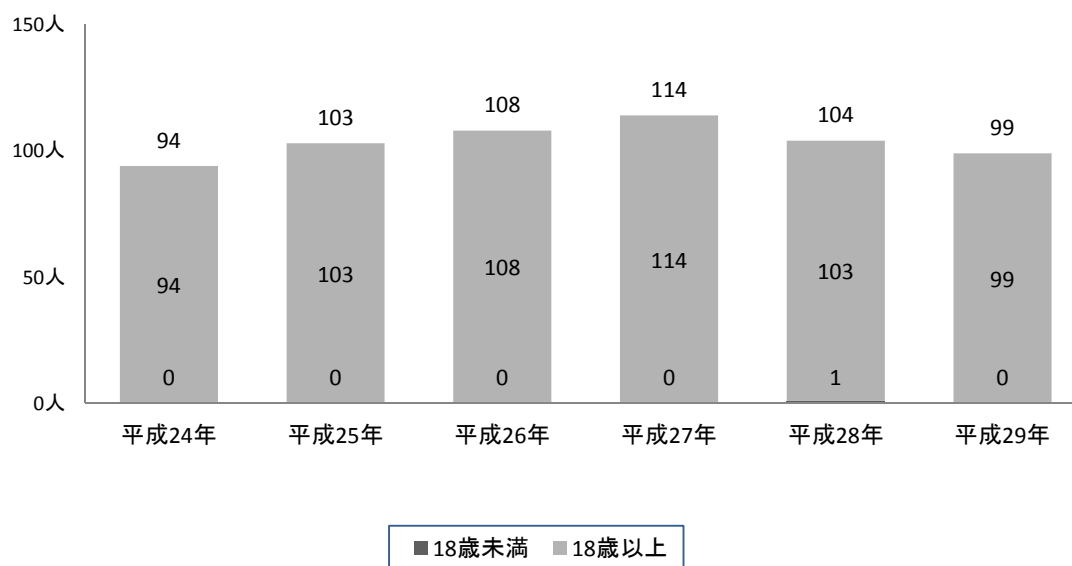
(1) 年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 24 年の 94 人から平成 27 年の 114 人と増加傾向で推移していましたが、その後、減少傾向に転じています。

年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	0	0	0	0	1	0
18 歳以上	94	103	108	114	103	99
合 計	94	103	108	114	104	99



各年 3 月 31 日現在

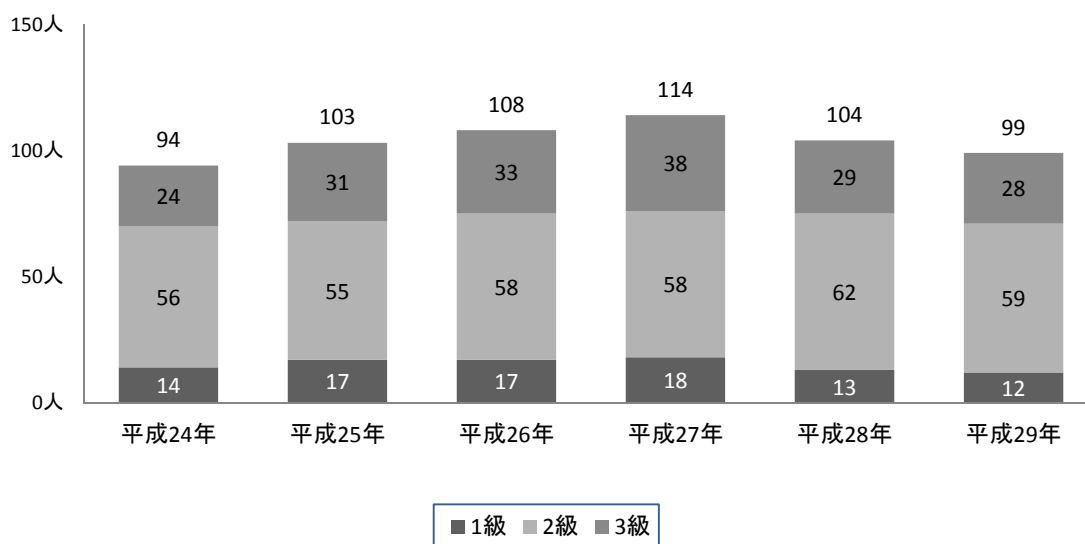
(2) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、「2級」が最も多くなっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位:人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	14	17	17	18	13	12
2 級	56	55	58	58	62	59
3 級	24	31	33	38	29	28
合 計	94	103	108	114	104	99



各年3月31日現在

5 発達障がい者

発達障がいについては、平成23年8月に改正された障害者基本法の「障がい者」の定義において精神障がいに含まれることが明記されました。また、発達障がい者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは外見からはわかりにくく、はっきりと診断や判定することが難しいため、発達障がい児・者の正確な人数は把握できていないのが現状です。

6 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいについては、器質性精神障がいとして精神障がいに含まれており、また、厚生労働省告示において、高次脳機能障がい者は、発達障がい者と同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

高次脳機能障がいは、外見上は障がいが目立たないことから、「見えにくい障がい」といわれています。

高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

7 難病患者

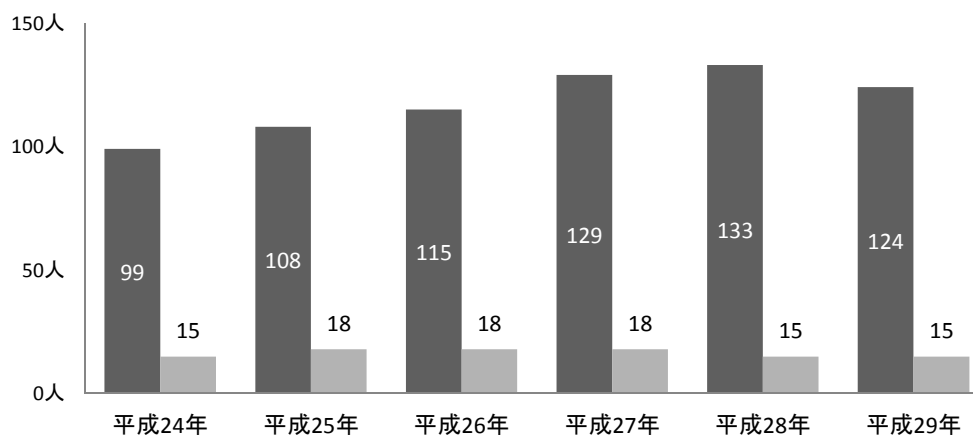
難病患者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。障害者総合支援法における対象疾病は、平成29年4月1日より358疾病に拡大されています。

難病患者数は、以下のとおりです。

難病患者の推移

単位：人

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定疾患医療受給者証所持者	99	108	115	129	133	124
小児慢性特定疾患医療受給者証所持者	15	18	18	18	15	15



■ 特定疾患医療受給者証所持者 ■ 小児慢性特定疾患医療受給者証所持者

各年3月31日現在

8 児童生徒数

障がいのある子どもの保育等及び特別支援学級等に通う児童生徒数は、以下の表のとおりです。

保育園における障がいのある子どもの保育の実施状況

単位:人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
園児数	1	2	3	2	1	0

(各保育園において保育している、各種障がい者手帳を所持する園児数)

各年4月1日現在

幼稚園における障がいのある子どもの在籍者数

単位:人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
園児数	0	0	0	1	1	3

(各幼稚園において在籍している、各種障がい者手帳を所持する園児数)

各年5月1日現在

特別支援学級の学級数と児童生徒等数の推移

単位:学級・人

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校	学級数	25	26	26	25	27	28
	児童数	62	62	67	76	81	95
	(支援員)	(3)	(4)	(5)	(7)	(8)	(11)
中学校	学級数	16	15	15	14	13	12
	生徒数	21	23	21	25	26	22
	(支援員)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)	(3)

各年5月1日現在

中標津高等養護学校等在籍者数

単位:人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1年生	4	1	3	2	2	3
2年生	2	4	1	3	2	2
3年生	0	2	3	1	3	2
合計	6	7	7	6	7	7

各年5月1日現在

9 障がい支援区分の認定者数の推移

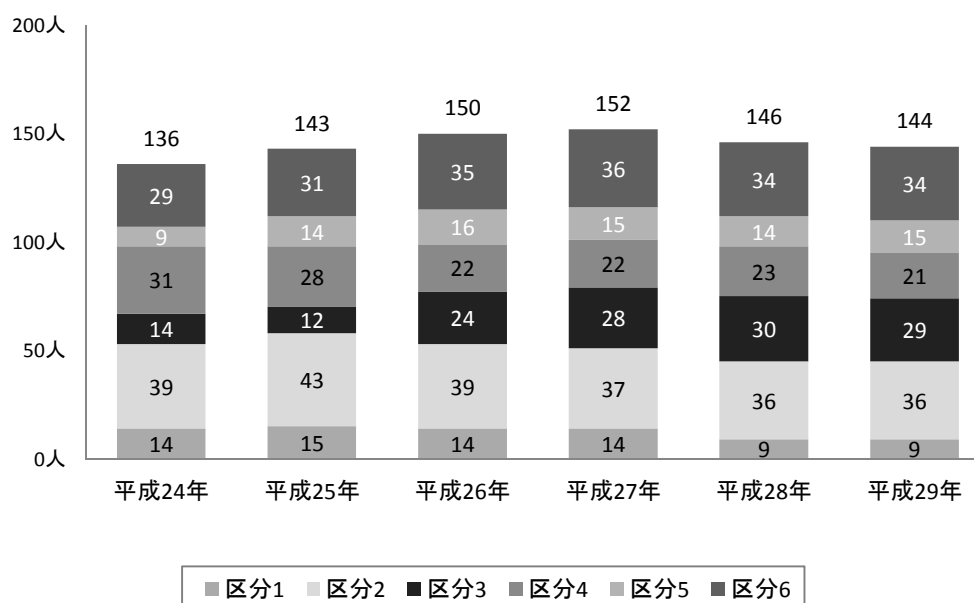
障がい支援区分の認定者数は、平成24年の136人から平成27年の152人と増加傾向で推移していましたが、その後、減少傾向に転じています。

(区分は、必要とする支援の度合いが高い順に6から1までとなっています。)

障がい支援区分の認定者数の推移

単位：人

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
区分1	14	15	14	14	9	9
区分2	39	43	39	37	36	36
区分3	14	12	24	28	30	29
区分4	31	28	22	22	23	21
区分5	9	14	16	15	14	15
区分6	29	31	35	36	34	34
合 計	136	143	150	152	146	144



各年3月31日現在

第3章 障がい福祉計画

第3章 障がい福祉計画

1 第5期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方
本町の実情を考慮し、地域生活移行人数を 4 人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者数	46 人	平成 28 年度末時点の入所者数
【目標】平成32年度末までの地域移行者数	4 人	施設入所からグループホーム等への移行見込み

②施設入所者の削減

国の基本指針
平成 32 年度末の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方
本町の実情を考慮し、削減数を 2 人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者数	46 人	平成 28 年度末の施設入所者数
【目標】平成32年度末までの施設入所者数	44 人	平成 32 年度末の施設入所者数
【目標】削減見込み人数	2 人	平成 3 2 年度末までの削減見込み人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。(市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置でも可)

目標設定

平成 32 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努める。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

目標設定

平成 30 年度から 1 箇所を整備する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> 平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度実績から 2 割以上増加とする。 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とする。 各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とする。

目標設定の考え方
本町の実情を考慮し、次のとおり推計します。

項目	人数	考え方
一般就労移行者数	1 人	平成 28 年度実績
就労移行支援事業の利用者数	4 人	平成 28 年度実績
【目標】一般就労移行者数	2 人	平成 28 年度実績の 1.5 倍以上
【目標】就労移行支援事業利用者数	5 人	平成 28 年度実績の 2 割増
【目標】就労移行支援事業所の割合	50%以上	就労移行率 3 割を超える事業所の割合
【目標】就労定着支援による職場定着率	80%以上	各年度の支援開始から 1 年後の職場定着率

2 障がい福祉サービス等の推進

平成 30 年度から平成 32 年度までの障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス）の提供体制の充実と質の向上を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が著しい困難のある方に、行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護必要性がとても高い方に、対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。

【第4期計画の実績】

※利用者数、利用時間ともに、平成 27・28 年度の実績は年度末、平成 29 年度は 9 月末の数値を参考に見込

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護 同行援護	利用者数(人)	44	35	49	37	54	37
	利用時間(時間/月)	440	434	490	403	540	426
重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスでは、居宅介護の利用者が大半を占めています。また、同行援護に関しては、現在 2 人が利用している状況であり、重度障害者等包括支援は、町内には提供出来る事業所がなく、町内外での利用者はいませんでした。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護	利用者数(人)	37	37	37
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間 (時間/月)	430	430	430

居宅介護・重度訪問介護については町内に4事業所、同行援護は3事業所、行動援護は2事業所があり、今後においても各事業所と連携しながらサービスの提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護)及び短期入所事業を充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援 【新設】	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	一時的な緒事情により自宅での生活が困難な方に、障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

① 生活介護

【第4期計画の実績】

※利用者数、利用量ともに、平成 27・28 年度の実績は年度末、平成 29 年度は 9 月末の数値を参考に見込

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	利用者数(人)	52	52	52	52	52	55
	利用量(人日/月)	1,092	1,136	1,092	1,157	1,092	1,159

生活介護については、第4期計画と同程度の利用者数となっています。

【第5期計画の見込】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用者数(人)	55	55	55
	利用量(人日/月)	1,210	1,210	1,210

利用者のニーズに対応できるよう事業所等との協議を行います。

② 自立訓練

【第4期計画の実績】

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数(人)	-	0	-	0	-	0
	利用量(人日/月)	-	0	-	0	-	0

自立訓練については、町内に事業所がなく、町内外での利用者は0人でした。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0

自立訓練については、町内に事業所がないことから、見込んでいません。

③ 就労移行支援

【第4期計画の実績】

※利用者数、利用量ともに、平成 27・28 年度の実績は年度末、平成 29 年度は 9 月末の数値を参考に見込

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
就労移行支援	利用者数(人)	6	5	6	4	6	1
	利用量(人日/月)	132	106	132	75	132	20

就労移行支援については、町内の 1 事業所で実施しています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	利用者数(人)	5	5	5
	利用量(人日/月)	110	110	110

利用者のニーズに対応できるよう事業所等との協議を行います。

④ 就労継続支援A型

【第4期計画の実績】

※利用者数、利用量ともに、平成 27・28 年度の実績は年度末、平成 29 年度は 9 月末の数値を参考に見込

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	5	4	5	7	5	5
	利用量(人日/月)	80	91	80	125	80	110

町内には、A型の事業所は無く、実績については近隣の市町でサービスを利用している数値となっています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	7	7	7
	利用量(人日/月)	140	140	140

今後も近隣市町の事業所と連携し、実施していきます。

⑤ 就労継続支援B型

【第4期計画の実績】

※利用者数、利用量ともに、平成 27・28 年度の実績は年度末、平成 29 年度は 9 月末の数値を参考に見込

区 分	単 位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見 込
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	50	52	52	50	54	51
	利用量(人日/月)	1,100	1,004	1,144	1,001	1,188	996

第4期計画では、ほぼ計画どおりの数値で推移しています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	54	56	58
	利用量(人日/月)	1,080	1,120	1,160

町内の2事業所において支援しており、利用者にとって生活の場の拠点となっています。今後も2事業所と連携し強化していきます。

⑥ 就労定着支援

【第5期計画の見込】

区 分	単 位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援【新設】	利用者数(人)	1	1	1

就労定着支援は、平成 30 年度から新たに創設されるサービスであり、サービス対象者への制度の周知とともに、事業所開設に関する情報収集に努めるなど、支援を推進します。

⑦ 療養介護

【第4期計画の実績】

※平成27・28年度の実績は年度末、平成29年度は9月末の数値を参考に見込

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
療養介護	利用者数(人)	7	7	7	7	7	7

町内に事業所が無いいため、道内の事業所で利用しています。第4期計画とほぼ同数値の実績となりました。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	利用者数(人)	7	7	7

今後も道内の事業所と連携し、実施していきます。

⑧ 短期入所

【第4期計画の実績】

※利用者数の実績、平成27・28年度は年間実利用者数、平成29年度は9月末時点の実利用者数を参考に見込
 利用量の実績、平成27・28年度は年間延利用日数、平成29年度は9月末時点の延利用日数を参考に見込

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	7	1	7	1	7	2
	利用量(人日/月)	18	11	18	5	18	4

現在、町内の1事業所で提供しています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	2	2	2
	利用量(人日/月)	5	5	5

利用者のニーズに対応できるよう事業所等との協議を行います。

(3) 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
自立生活援助【新設】	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

① 自立生活援助

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助【新設】	利用者数(人)	1	1	1

自立生活援助は、平成30年度から新たに創設されるサービスであり、障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

利用者のニーズに対応できるよう事業所等との協議を行います。

② 共同生活援助

【第4期計画の実績】

※平成27・28年度の実績は年度末、平成29年度は9月末の数値を参考に見込

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助	利用者数(人)	41	39	43	41	45	41

共同生活援助については、第4期計画と同程度の利用者数となっています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	利用者数(人)	41	41	41

国の指針で示されている施設入所者からの地域生活の移行や地域生活支援拠点を整備することを勘案し、精神障がい者や知的障がい者等のグループホームの整備に努めます。

③ 施設入所支援

【第4期計画の実績】 ※平成 27・28 年度の実績は年度末、平成 29 年度は 9 月末の数値を参考に見込

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
施設入所支援	利用者数(人)	46	46	45	46	44	45

町内に 1 事業所があり、町内外からニーズが高い状況となっています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	利用者数(人)	46	45	44

施設入所者数を減らし、グループホームや在宅での生活を推進していますが、施設入所の支援を受けなければ生活できない利用者もいることから、実情にあったサービスを提供していきます。

(4) 相談支援

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	福祉サービスなどを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、「サービス等利用計画案」を作成し、支給決定が行われた後に関係者との連絡調整を行うとともに、「サービス等利用計画」を作成します。
地域移行支援	施設入所中または精神病院入院中の障がいのある人に、住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に、当該障がいのある人との常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

① 計画相談支援

【第4期計画の実績】

※平成 27・28 年度は年間実利用者数、平成 29 年度は 9 月末時点の実利用者数を参考に見込

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	実利用者数(人)	170	160	170	153	170	150

相談支援事業所は、管内に 2 事業所があり、計画相談支援を実施している状況です。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	実利用者数(人)	160	160	160

相談支援について、気軽に相談できるよう相談場所や連絡先等の周知を図り、体制の強化に努めます。

② 地域移行支援・地域定着支援

【第4期計画の実績】

※平成 27・28 年度は年間実利用者数、平成 29 年度は 9 月末までの実利用者数を参考に見込

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域移行支援	利用者数(人)	1	0	2	0	2	0
地域定着支援	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1

町内では 2 事業所があり、第 4 期計画実績では、利用者が少ない状況となっています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行支援	実利用者数(人)	1	1	1
地域定着支援	実利用者数(人)	1	1	1

このサービスと関連のあるグループホームの整備や一般就労、就労継続支援 A 及び就労継続支援 B などの支援を強化し、障がい者が地域で生活を送れるように努めます。

3 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

本町では、理解促進研修・啓発事業をはじめとする13の事業の実施又は検討する計画とします。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第4期計画の実績】

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

平成27年度・28年度において地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深める講演会及びシンポジウムを開催しました。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

今後も継続して地域住民に対し広く周知し、障がいについての理解促進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【第4期計画の実績】

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	無	有	無

第4期計画年度中の要綱等整備は実施できませんでした。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有

今後においては、支援方法等を検討・協議し実施に向けた検討を進めます。

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がいのある人や障がいのある子どもの保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【第4期計画の実績】

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	1	1	1	1	1	1

本町では、役場相談窓口の担当として、専門職（社会福祉士等）やピアカウンセラーを配置し対応しています。

また、障がい者自立支援協議会を年1～2回開催し、地域課題の把握等に取り組んでいます。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	1	1	1

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【第4期計画の実績】

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

基幹相談支援センターは設置していませんが、「根室圏域障がい者総合相談支援センターあくせす根室」において、社会福祉士、精神保健福祉士等による専門的な相談や困難事例への対応を行っています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

今後も継続して事業の実施に努めます。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

【第4期計画の実績】

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

住宅入居等支援事業は実施していませんが、障害者相談支援事業の中で、関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく「なかしべつ生活サポートセンターよりそい」と連携し対応しています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

今後も「なかしべつ生活サポートセンターよりそい」との連携により対応を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用している、又は利用しようとする知的障がいのある方と精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

【第4期計画の実績】

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者見込数	3	3	3

本町では、認知症高齢者と併せて事業を実施しています。今後さらに成年後見制度の必要性が高まることが予想されるため、地域で暮らす障がいのある人の権利擁護が図れるよう対応していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第4期計画の実績】

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

今後法人後見を実施している団体からの要望や、市民後見人の養成等の動向をみなから事業実施の検討をします。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【第4期計画の実績】

※平成 27・28 年度は年間実利用者数、平成 29 年度は 9 月末までの実利用者数を参考に見込

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話通訳者派遣事業	実利用者数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置数	0	0	0	0	0	0

「北海道ろうあ連盟」に手話通訳者等の派遣を委託し事業を実施しています。

要約筆記者については、北海道内にもまだ数が少なく派遣を担う団体もないため、実施は困難な状況です。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	実利用者見込数	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	0	0	0

今後においても、手話を一つの「言語」ととらえ、日常生活を送る上で意思疎通の円滑化が図れるよう、「北海道ろうあ連盟」に手話通訳者等の派遣を委託し事業を実施していきます。

要約筆記者については、ニーズの把握を行うとともに、要望に対応できる体制を整備できるよう努めていきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がいのある子どもを対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

【第4期計画の実績】

※平成27・28年度は年間利用件数、平成29年度は9月末までの利用件数を参考に見込
排泄管理支援用具の平成29年年度は年間見込み件数

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護・訓練支援用具 用具例) 特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッドなど	件数	1	1	1	0	1	1
自立生活支援用具 用具例) 歩行支援用具(歩行器等)など	件数	1	5	1	5	1	0
在宅療養等支援用具 用具例) 電気式たん吸引器、盲人用音声式体温計など	件数	2	2	2	1	2	3
情報・意志疎通支援用具 用具例) 人工咽頭、ワンセグラジオ、点字器など	件数	1	3	1	2	1	2
排泄管理支援用具 用具例) ストマ装具(蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ)など	件数	444	449	468	530	492	517
居宅生活動作補助用具 用具例) 住宅改修など	件数	1	1	1	0	1	1

蓄便袋や蓄尿袋、おむつ購入に対して給付を行う排泄管理支援用具の利用が多くみられます。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1
自立生活支援用具	件数	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	2	2	2
情報・意志疎通支援用具	件数	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	544	568	592
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1

排泄管理支援用具については、利用者増を見込み増とし、その他の用具については、おおむね前期計画と同数値を見込みとします。今後も利用者のニーズの把握に努め、事業の充実を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい等のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を行います。

【第4期計画の実績】

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0	0	0	0

意思疎通支援事業による手話通訳者等の派遣を行っているため、事業の実施はありませんでした。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数	1	1	2

今後、手話通訳の利用の増加等により、意思疎通支援事業のみでの対応が困難となることが想定されるため、意思疎通支援事業と併せた実施を考慮し、手話奉仕員養成研修事業の実施を検討していきます。

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がいのある子どもを対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第4期計画の実績】

※支給決定者数の平成 27・28 年度は年間実績、平成 29 年度は 9 月末までの実績数値を参考に見込
延べ利用時間の平成 27・28 年度は年間実績、平成 29 年度は年間見込み数値

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
移動支援事業	支給決定者数	36	40	36	43	36	46
	延べ利用時間	1,926	1,587	1,926	1,590	1,926	1,600

自動車での介護輸送が行える事業所が減り、利用者数は、ほぼ変わらずに推移していきますので、個人で利用する個別支援型に加え、複数人で利用できるグループ支援型の利用促進に取り組みます。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実利用者	46	46	46
	延べ利用時間	1,600	1,600	1,600

今後も利用者のニーズや事業者の実態把握に努め、状況に応じた事業の実施ができるよう検討していきます。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第4期計画の実績】 ※平成27・28年度の実利用者数は年度末、平成29年度は9月末数値を参考に見込

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者	21	22	21	22	21	20

NPO法人スワンの家に委託し実施しています。障がいによって閉じこもりがちになっている方や、日中の居場所がない方等に気軽に通ってもらうことで、外出や他者とのコミュニケーションをとる機会となり、社会参加や地域交流の促進につながる重要な事業となっています。

現在、町内に1箇所しかいないため、自分で通える方や送迎してもらえる方しか利用ができない状況です。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1	1	1
	実利用者	22	22	22

今後も利用者のニーズや事業者の実態把握に努め状況に応じた事業の実施ができるよう検討していきます。

(11) 日中一時支援事業

在宅の障がい者等を日常的に介護する家族等の一時的な負担軽減を図るため、日中において、障がいのある人等に活動の場を提供し、介護や見守り等の必要な支援を行います。

【第4期計画の実績】※平成27・28年度の実利用者数は年度末、平成29年度は9月末数値を参考に見込

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者	0	0	0	0	0	0

町内の1事業所に委託しています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	実施箇所数	1	1	1
	実利用者	1	1	1

今後も利用者のニーズや事業者の実態把握に努め状況に応じた事業の実施ができるよう検討していきます。

(12) 生活サポート事業

障がい者等に対し、日常生活に関する支援、家事に対する援助などを行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれがある場合に、ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、必要な支援を行います。

【第4期計画の実績】

※平成27・28年度は年間実利用者数、平成29年度は9月末までの実利用者数を参考に見込

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活サポート事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
	実利用者	2	2	2	1	2	0

障がい支援区分がついていない人の日常生活をサポートする事業で、平成27年度は2人、平成28年度は1人が利用しています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活サポート事業	実施箇所数	3	3	3
	実利用者	2	2	2

今後も、状況に応じたサービスを提供していきます。

(13) 訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障がい者等で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な方に対し、自宅に訪問し入浴のサービスを行います。

【第4期計画の実績】

※平成 27・28 年度は年間実利用者数、平成 29 年度は 9 月末までの実利用者数を参考に見込

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者	2	1	2	1	2	1

町内 1 事業所と契約し、平成 27 年度から 29 年度まで各年 1 人が利用しています。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	1	1	1
	実利用者	2	2	2

今後も利用者のニーズや事業者の実態把握に努め、状況に応じた事業の実施ができるよう検討していきます。

第4章 障がい児福祉計画

第4章 障がい児福祉計画

1 第1期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の基本指針

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。(市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置でも可)

目標設定

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上の設置に努める。
- ・平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制整備に努める。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

国の基本指針

- ・平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。(市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置でも可)

目標設定

- ・平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び児童デイサービス事業所を1か所以上確保に努める。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針

- ・平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

目標設定

- ・平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるために、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に努める。

2 障がい児支援の推進

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「別海町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

(1) 障害児通所支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
居宅訪問型児童発達支援【新設】	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

① 児童発達支援（児童発達支援センター以外）

【第4期計画の実績】

※利用者数、利用量ともに、平成27・28年度の実績は年度末、平成29年度は9月末の数値を参考に見込

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援(児童発達支援センター以外)	利用者数(人)	40	42	40	38	40	38
	利用量(人日/月)	80	117	80	93	80	111

本町では、児童発達支援事業所が1ヶ所あり、利用者は増加傾向にあります。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援(児童発達支援センター以外)	利用者数(人)	40	40	40
	利用量(人日/月)	100	100	100

利用者のニーズに対応できるよう事業所等との協議を行います。

② 医療型児童発達支援

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0

現時点では実施について未定ですが、利用者のニーズを含め検討を行います。

③ 放課後等デイサービス

【第4期計画の実績】

※利用者数、利用量ともに、平成 27・28 年度の実績は年度末、平成 29 年度は 9 月末の数値を参考に見込

区分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
放課後等デイサービス	利用者数(人)	20	12	20	13	20	17
	利用量(人日/月)	40	27	40	31	40	224

本町では、平成 29 年度から放課後等デイサービス事業所が2ヶ所となり、利用者数・利用量ともに増加傾向にあります。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等デイサービス	利用者数(人)	20	20	20
	利用量(人日/月)	230	230	230

利用者のニーズに対応できるよう事業所等との協議を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援 【新設】	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度から新たに新設される支援であり、障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うもので、現時点では対応可能な事業所がないため、今後、利用者のニーズの把握及び対応できる体制整備に努めます。

⑤ 保育所等訪問支援

【第4期計画の実績】

保育所等訪問支援に関しては、第4期計画においては計画も実績もありませんでした。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	利用者数(人)	0	0	1
	利用量(人日/月)	0	0	10

平成32年度実施に向けた体制整備に努めます

(2) 障害児相談支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
障害児相談支援	障がいのある子どもの心身の状況、その置かれている環境、当該障がいのある子どもまたはその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、「障害児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」を作成します。

① 障害児相談支援

【第4期計画の実績】

※平成27・28年度は年間実利用者数、平成29年度は9月末時点の実利用者数を参考に見込

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害児相談支援	実利用者数(人)	60	65	60	58	60	60

障害児相談支援は1ヶ所で実施しており、利用者も増加傾向にあります。

【第5期計画の見込】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用者数(人)	60	60	60

利用者のニーズに対応できるよう事業所等との協議を行います。

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換やこれらの団体の協力を求めながら、計画推進を図ります。

2 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

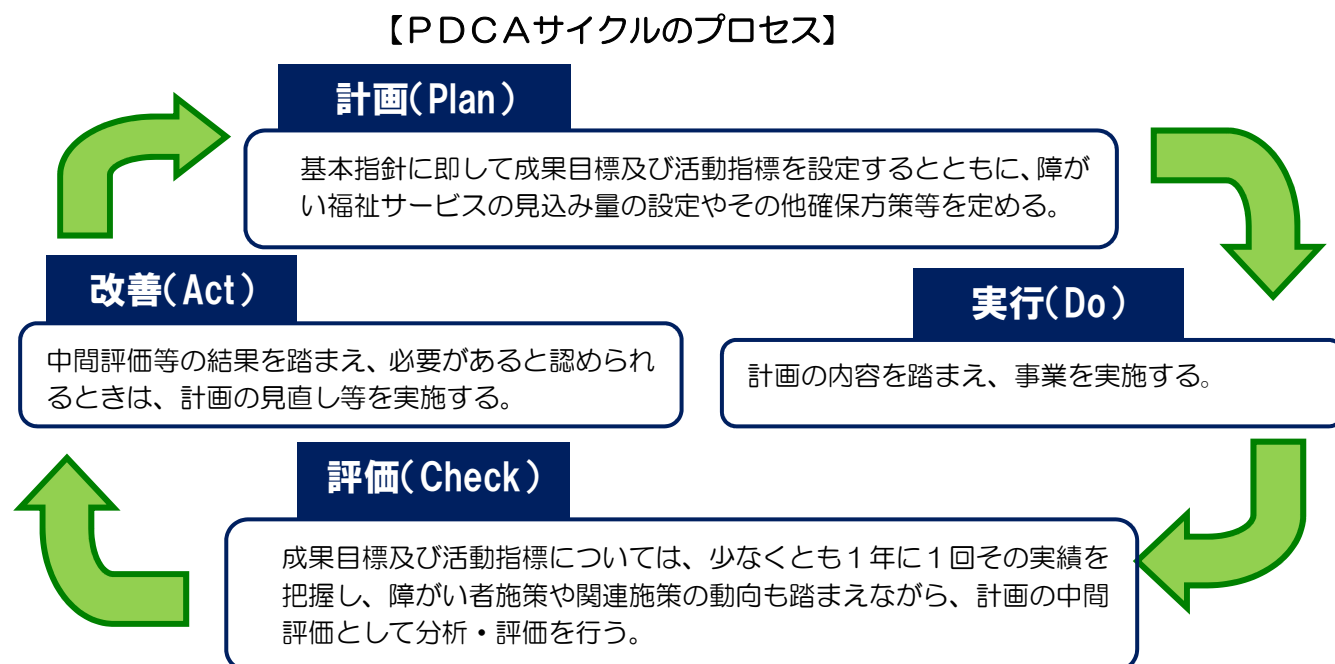
障がいのある人が安心して生活を営むことができるよう、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。町における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう情報交換、協力及び支援を行う等、連携して取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3 計画の進行管理

本計画を推進するにあたっての問題点の協議、及び毎年度の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方にに基づき管理します。



資料編

【資料1】 別海町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会設置規則

平成20年5月16日別海町規則第18号

改正

平成23年3月25日別海町規則第6号

平成25年3月31日別海町規則第12号

平成28年7月1日別海町規則第27号

別海町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく別海町障がい者計画、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく別海町障がい福祉計画(以下「障がい者計画等」という。)の策定にあたり、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、別海町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び審議をする。

- (1) 障がい者計画等の基本的な考え方並びに盛り込むべき課題及び施策
- (2) その他障がい者計画等の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい当事者及び障がい者団体関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 障がい者福祉施設関係者
- (4) 医療・保健関係者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から障がい者計画等の策定が完了するまでとする。ただし、

委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名するものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年別海村条例第43号）の規定により支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日別海町規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日別海町規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日別海町規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

【資料2】

別海町障がい福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	所属及び職名	委員名
障がい当事者及び 障がい者団体関係者	別海町身体障がい者福祉協会会長	神部 勝利
	別海町手をつなぐ親の会会長	山田 志保子
	別海町精神障がい者を持つ家族の会 ねっとわーくしるべ 代表	永野 孝浩
社会福祉関係者	別海町社会福祉協議会生活支援係長	佐々木 淳子
障がい者福祉施設関係者	障害者支援施設 柏の実学園施設長	木嶋 加寿美
	非営利活動法人スワンの家副理事長	吉野 宮子
	別海町児童デイサービスセンター所長	濱田 昭吾
医療・保健関係者	町立別海病院看護部長	竹中 仁美
	町民保健センター主査	畠澤 みどり
その他町長が必要と認め た者	別海町民生委員児童委員協議会委員	菅田 節子
	根室圏域障がい者総合相談支援センター 地域づくりコーディネーター	浜尾 勇貴
	別海町教育支援委員会委員	根本 渉

別海町

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

平成30年3月発行

編集・発行 別海町役場 福祉部 福祉課

〒086-0205 別海町別海常盤町280番地

TEL 0153-75-2111

FAX 0153-75-2773